

亀山市告示第 1 1 0 号

平成 2 7 年度亀山市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 5 月 1 3 日

亀山市長 櫻 井 義 之

平成 2 7 年度亀山市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱

( 目的 )

第 1 条 この告示は、平成 2 7 年度子育て世帯臨時特例給付金支給要領（平成 2 7 年 4 月 1 3 日雇児発 0 4 1 3 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施する、平成 2 7 年度の子育て世帯臨時特例給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

( 定義 )

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ( 1 ) 子育て世帯臨時特例給付金 前条の目的を達するために、市により贈与される給付金をいう。
- ( 2 ) 支給対象者 別表第 1 に掲げる子育て世帯臨時特例給付金が支給される者をいう。
- ( 3 ) 対象児童 別表第 2 に掲げる者をいう。

( 子育て世帯臨時特例給付金の支給等 )

第 3 条 市は、支給対象者に対し、この告示の定めるところにより、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金の額は、対象児童 1 人につき 3 千円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 子育て世帯臨時特例給付金に係る申請受付開始日は、平成27年6月1日とする。

2 申請期限は、平成27年9月1日とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、平成27年12月1日とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表第3の規定に基づき、市長が別に定める申請書(以下「申請書」という。)を提出するものとする。

2 子育て世帯臨時特例給付金の支給は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支給方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(代理による申請)

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、支給の可否を決定するものとし、支給を決定したときは、当該支給対象者に対し、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等に関する周知)

第8条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方

法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯臨時特例給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(亀山市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の廃止)

2 亀山市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱(平

成 2 6 年 龜 山 市 告 示 第 1 0 4 号 ) は、 廃 止 す る。

別 表 第 1 ( 第 2 条 関 係 )

支 給 対 象 者

- ( 1 ) 子 育 て 世 帯 臨 時 特 例 給 付 金 ( 以 下 「 給 付 金 」 と い う 。 ) は、 平 成 2 7 年 6 月 分 の 児 童 手 当 法 ( 昭 和 4 6 年 法 律 第 7 3 号 ) に よ る 児 童 手 当 ( 以 下 「 児 童 手 当 」 と い う 。 ) の 支 給 を 受 け る 者 に 対 し て 支 給 す る。
- ( 2 ) ( 1 ) に 規 定 す る ほ か、 給 付 金 は、 平 成 2 7 年 5 月 3 1 日 ( 以 下 「 基 準 日 」 と い う 。 ) に お い て 児 童 手 当 の 支 給 要 件 に 該 当 す る も の と し て 市 が 認 め る 者 に 対 し て 支 給 す る。
- ( 3 ) ( 1 ) 及 び ( 2 ) の 規 定 に か か わ ら ず、 給 付 金 は、 次 の 表 の 左 欄 に 掲 げ る 場 合 に つ い て、 そ れ ぞ れ 同 表 の 右 欄 に 掲 げ る 者 に 対 し て 支 給 す る。 た だ し、 既 に ( 1 ) 又 は ( 2 ) に 規 定 す る 者 に 対 し て 給 付 金 の 支 給 が 決 定 さ れ て い る 場 合 に は、 こ の 限 り で な い。

ア ( 1 ) 又 は ( 2 ) に 規 定 す る 者 が 死 亡 し た 場 合 ( こ の ( 3 ) の 規 定 に よ り 給 付 金 を 支 給 さ れ る 者 が、 当 該 者 に 対 し て 給 付 金 の 支 給 が 決 定 さ れ る 日 ま で の 間 に 死 亡 し た 場 合 を 含 む。 )	左 欄 に 掲 げ る 者 が 死 亡 し た 日 の 属 す る 月 の 翌 月 分 の 当 該 者 の 別 表 第 2 の 対 象 児 童 に 係 る 児 童 手 当 の 支 給 を 受 け る 者 そ の 他 こ れ に 準 ず る も の と し て 適 当 と 認 め ら れ る 者
---	---

<p>イ 基準日における児童手当(児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下このイにおいて同じ。)の支給要件に該当する者に係る児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。)が同法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童</p>
<p>ウ (1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者(現に別表第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)が市内に避難している場合において、市長に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求(市長が適当と認める場合にあっては、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。別表第3(2)カにおいて同じ。)をし、市による当該認定の請求に関する通知が(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

<p>に到達した場合(当該(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村が市であるときは、当該認定の請求を受けた場合)</p>	
---	--

別表第2(第2条関係)

対象児童

別表第1(1)に規定する者に支給される給付金の対象児童(給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)は当該者に支給される平成27年6月分の児童手当に係る児童、同表(2)に規定する者に支給される給付金の対象児童は同表(2)の規定により児童手当の支給要件に該当するものと市長が認めたものに係る児童とする(同表(3)の表アからウまでの右欄に掲げる者に支給される給付金の対象児童については、これを準用する。)。ただし、対象児童が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 基準日の翌日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合
- (2) 給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

別表第3(第5条関係)

支給の申請

- (1) 市から平成27年6月分の児童手当を支給される者は、市長に対して支給の申請を行う。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のアからカまでに掲げる者は、市長に対して支給の申請を行う。

- ア 別表第 1 ( 1 ) に規定する者のうち、児童手当法第 17 条第 1 項に規定する公務員であって、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第 7 条第 1 項の認定をした同法第 17 条第 1 項の表の下欄に掲げる者その他これらの者に準ずる者に基準日における当該公務員の住所地を市として把握されているもの
- イ 別表第 1 ( 2 ) に規定する者のうち、基準日において市の住民基本台帳に記録されているもの（カに掲げる者を除く。）
- ウ 別表第 1 ( 2 ) に規定する者のうち、基準日以前に住民基本台帳法第 8 条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（カに掲げる者を除く。）
- エ 別表第 1 ( 3 ) の表アの左欄に掲げる場合における同表アの右欄に掲げる者（当該者に係る同表 ( 1 ) 又は ( 2 ) に規定する者がこの別表第 3 の規定により、市長に対して支給の申請を行うこととなる場合の者に限る。）
- オ 別表第 1 ( 3 ) の表イの左欄に掲げる場合における同表イの右欄に掲げる者（当該者が入所等している児童手当法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設等の所在地が市である場合の者に限る。）
- カ 別表第 1 ( 3 ) の表ウの左欄に掲げる場合における同表のウの右欄に掲げる者（市長に対し、対象児童に係る児童手当法第 7 条第 1 項の規定による認定の請求をした者に限る。）